

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(浸水：御船町防災マップ)

当町の防災マップによると、当会が立地する市街地地域においては、「内水氾濫」の場合に1m未満の浸水が予測される箇所が複数みられ、さらに「外水氾濫」では3m～5m未満の浸水が予想されているほか、市街地の商業地区のほとんどが御船川の川沿いに位置しており、そのほぼ全ての範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。

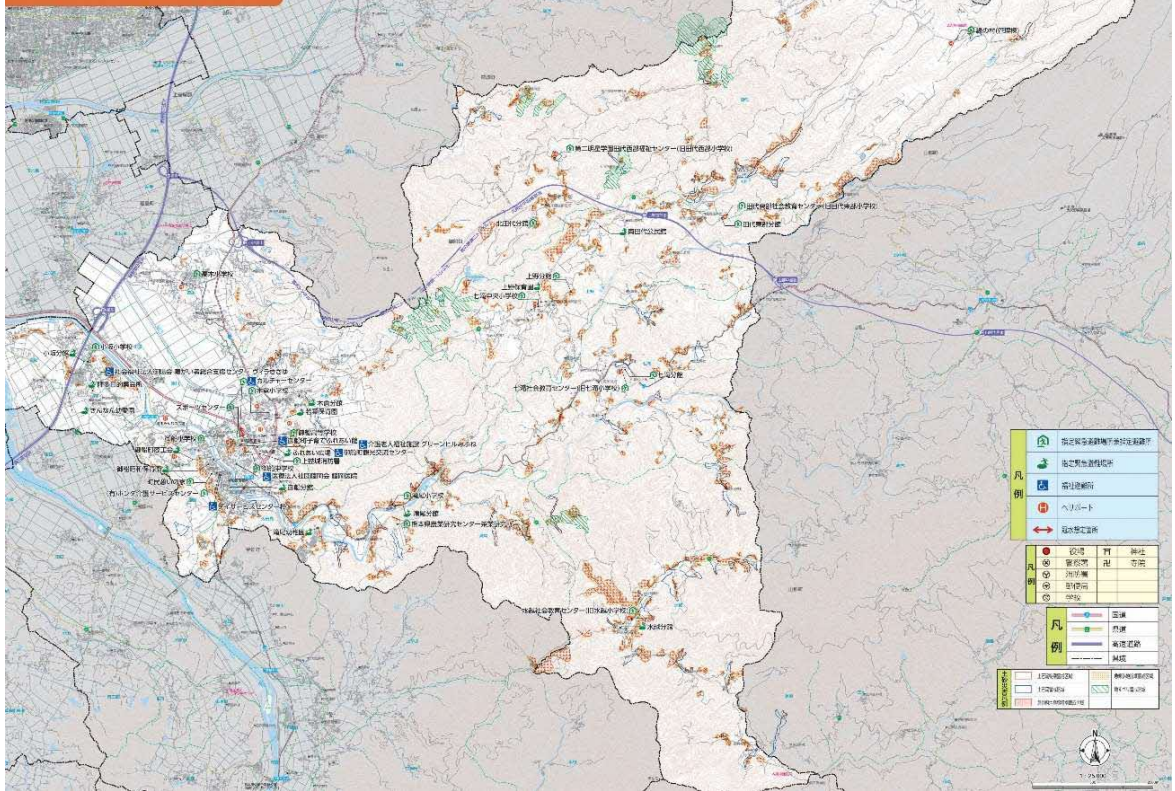


御船町防災マップ P. 36 御船町全体図 (浸水)

(土砂災害：御船町防災マップ)

当町の防災マップによると、地すべり警戒区域や土石流警戒区域は中山間地に多く見られるが、急傾斜地崩壊特別警戒区域は中山間地だけでなく市街地周辺の傾斜地の一部にも見られ町内に点在している。

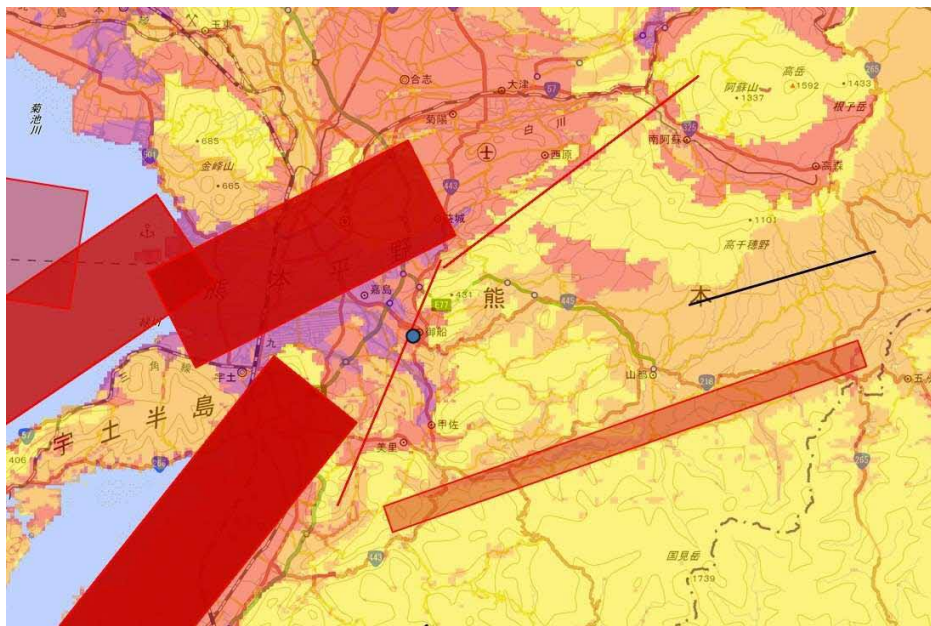
### 御船町全体図 (土砂)



御船町防災マップ P. 37 御船町全体図 (土砂)

(地震：J-SHIS・御船町防災マップ)

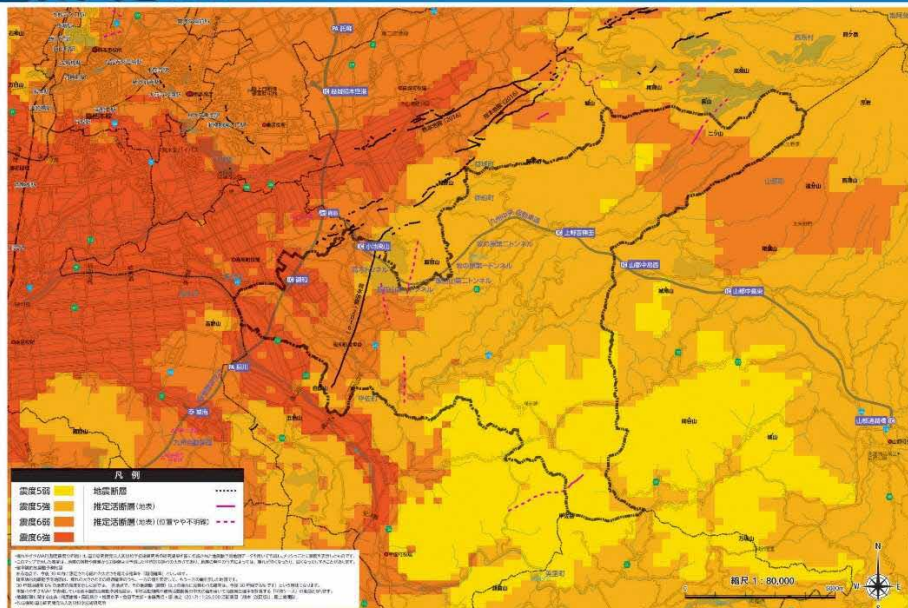
J-SHIS地震ハザードステーションによると当町周辺には3つの活断層(布田川・日奈久・緑川断層)があり、当町防災マップの「揺れやすさマップ」によれば当町の人口や商業地域が集中している市街地地域では、2023年より30年間に6%の確率で震度6弱の地震に見舞われる領域とされている。



J-SHIS地震ハザードステーション

## 揺れやすさMAP

このMAPは、2023年より今後30年間に6%の確率で一定の揺れに見舞われる計測震度の領域図になります。



御船町防災マップ P. 11 揺れやすさMAP

### (感染症、サイバー攻撃)

過去の新型インフルエンザの発生を歴史的にみると、新型インフルエンザは一般に約10年～40年に一度の周期で出現するとされており、世界的に大きな流行を繰り返している。

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的に、かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

近年全国的に増加しているサイバー攻撃について、当町の事業者においても情報の漏洩や精密機器の故障等のリスクへの対策が急務となっている。

### (その他)

御船町の西部から中央部は、一級河川緑川の中流部に注ぐ御船川や矢形川の両岸に広がる標高10m前後の平坦地となっており、これまで度々豪雨による洪水災害が繰り返されてきた。特に、昭和63年の大雨は、時間雨量101mmを記録し御船川流域は広い範囲で多大な被害に見舞われ、御船川が約30mにわたり堤防が決壊し、死者2名、1,643人、514世帯が被災した。

その後、大規模な河川改修が行われ、以降堤防の決壊は発生していないが、町の中心市街地では住宅開発等による大雨時の慢性的な内水被害が発生している。

(2) 商工業者の状況 ※参照：平成26年度経済センサスより

- ・商工業者等数 608人
- ・小規模事業者数 496人

【内訳】

| 業種     | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所の立地状況等） |
|--------|-------|---------|---------------|
| 建設業    | 118   | 110     | 町内に広く分散している。  |
| 製造業    | 57    | 45      | 〃             |
| 卸・小売業  | 185   | 136     | 〃             |
| 宿泊・飲食業 | 42    | 31      | 〃             |
| サービス業  | 117   | 97      | 〃             |
| その他    | 89    | 77      | 〃             |
| 合計     | 608   | 496     |               |

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・御船町地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品等の備蓄
- ・御船町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者事業継続力強化計画策定セミナーの開催
- ・御船町商工会危機管理マニュアル策定（平成25年3月）
- ・御船町商工会事業継続計画策定（令和3年1月）
- ・くまもと共済と連携した共済への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・御船町が実施する防災訓練への参加及び協力

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

### 【課題】

- ① 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて当会、当町関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

### 【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 当町危機管理防災課、商工観光課、当会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、くまもと共済、肥後銀行 御船支店、熊本第一信用金庫 御船支店、中小企業基盤整備機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向

けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める

### 3 目標

- ・ 当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、保険等災害の影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・ 事業者BCP策定を推進するため、町内の小規模事業者を対象とした、事業継続力強化計画策定セミナーを実施する。
- ・ 事業者BCPや事業継続力強化計画についての取り組み状況の確認、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者に周知を行うフォローアップの支援を行う。
- ・ 事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険や共済への加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年5者に対して事業者BCP、または事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ② 年5者に対して事業者BCP、または事業継続力強化計画の見直し支援を行う。
- ③ 損害保険または共済加入の取組を10者に対して行う。
- ④ 上記目標達成のため、事業継続力強化計画策定セミナーを実施し、損害保険または共済の加入推進については巡回訪問をする。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

#### （1）町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し町内「小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

#### （2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、御船町防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・「会報いしばし」や「広報みふね」、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省HPに掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。  
[https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk\\_finance\\_sheet.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html)
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

#### （3）フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・御船町の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・事業者BCPの策定後2年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

#### （4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

#### （5）関係団体等との連携

- ・事業継続の取り組みに関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・事業継続力強化計画策定セミナーやBCP策定にあたっては、損害保険会社や共済等との連携を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険・共済、感染症特約付き休業補償等）の紹介等も実施する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

| 事業継続力強化支援事業の実施体制  |                              |
|---|------------------------------|
| (令和8年1月現在)  |                              |
| (1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)   |                              |
| 御船町商工会<br>法定経営指導員 1名<br>経営指導員 1名<br>経営支援員 3名  | 連携<br>連絡調整<br>御船町<br>商工会観光課  |
|   | 連携<br>連絡調整<br>御船町<br>危機管理防災課 |
|   | 事前相談<br>熊本県                  |
|   | 連携<br>連絡調整<br>熊本県商工会連合会      |
| <p>①都道府県及び関係市町村との連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当会、本町商工観光課・危機管理防災課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。</li><li>・また、認定主体である熊本県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。</li></ul>  |                              |
| <p>②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・町内を8地区に分け法定経営指導員1名と経営指導員1名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。</li><li>・また、熊本県商工会連合会と連携し、事業継続力強化支援事業の実施に係る指導・助言や目標達成に向けた進捗管理、事業継続力強化に係る専門家派遣や個別相談が可能な体制をとる。</li></ul> |                              |
| <p>③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・法定経営指導員1名、経営指導員1名、経営支援員3名の体制で実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。</li><li>・上記で把握・検証した実施状況を当会と御船町の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。</li></ul>   |                              |
| <p>④経営指導員等の資質向上に係る体制</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。</li></ul>  |                              |
| (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制   |                              |
| ①当該経営指導員の氏名、連絡先<br>経営指導員 金子 浩造 (連絡先は後述)   |                              |

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③経営指導員 金子 浩造は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

〒861-3207 熊本県上益城郡御船町御船923

御船町商工会

TEL 096-282-0322

FAX 096-282-0360

E-mail: mifune@kumashoko.or.jp

②関係市町村

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船995-1

御船町 商工観光課

TEL 096-282-1226

FAX 096-282-2803

E-mail: shokokanko@town.mifune.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|           | 年度  | 年度  | 年度  | 年度  | 年度  |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 必要な資金の額   | 103 | 103 | 103 | 103 | 103 |
| 講師謝金      | 33  | 33  | 33  | 33  | 33  |
| 講師旅費      | 10  | 10  | 10  | 10  | 10  |
| 資料印刷費     | 10  | 10  | 10  | 10  | 10  |
| 防災・感染症対策費 | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、県補助金、町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

|  |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
|  |
| 連携して実施する事業の内容                                  |
|  |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |
|  |
| 連携体制図等   |
|  |